

広島県告示第三百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定によって広島県
県収納代理金融機関に指定した株式会社りそな銀行は、令和八年四月一日その指定を取り消
す。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香